

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正の概要

I 基本的考え方

- 「I-3 監督指針策定の趣旨」に他の監督指針等との関係に係る規定を新設
 - ・「I-3-4 主要行等向けの総合的な監督指針との関係」の新設
 - ・「I-3-5 その他の監督指針等との関係」の新設

II 銀行監督上の評価項目

- 「II-1 経営管理（ガバナンス）」に係る着眼点の明確化
- 「II-2 財務の健全性等」に係る着眼点の明確化
 - ・「II-2-3 収益性」 主な着眼点、監督手法・対応の規定の追加
 - ・「II-2-4 信用リスク」 信用リスク管理態勢等に係る規定の精緻化
 - ・「II-2-5 市場リスク」 主な着眼点、監督手法・対応の規定の追加
 - ・「II-2-6 流動性リスク」 意義の明確化、主な着眼点、監督手法・対応の規定の追加
- 「II-3-1 法令等遵守」に係る規定の新設・追加
 - ・「II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応」 新設
 - ・「II-3-1-3 組織犯罪等への対応」 「旧指針II-3-1-3 本人確認、疑わしい取引の届出」、「旧指針II-3-4-4 預金口座の不正利用防止」を移設、規定を大幅追加のうえ整理
- 「II-3-2 利用者保護等」の規定の整備
 - ・「II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能」 意義及び監督手法・対応を明確化
- 「II-3-4 システムリスク」に係る規定の追加
 - ・「II-3-4-2 ATMシステムセキュリティ対策」 新設
 - ・「II-3-4-3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用」 新設
- 「II-3-5 インターネットバンキング」の規定を新設
- 「II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント」の規定を新設

Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点

- 「Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」に係る規定の追加
 - ・「Ⅲ－１－１－２（３）④ 内部監査ヒアリング」 規定の新設
- 「Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性」に係る規定の追加
 - ・「Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示」 着眼点の明確化
 - ・「Ⅲ－４－９－５ 主な着眼点」 規定の新設
 - ・「Ⅲ－４－９－６ 監督手法・対応」 規定の新設
- 「Ⅲ－４－１１ 銀行持株会社」に係る着眼点の明確化
- 「Ⅲ－４－１２ 銀行主要株主」に係る規定の追加
- 「Ⅲ－２－１５ 預金保険法に関する留意事項」を削除
- 「Ⅲ－６ 行政処分を行う際の留意点」に係る規定の整備・新設

Ⅳ 協同組織金融機関

- 「Ⅳ－１－４ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」にかかる規定の追加
 - ・「Ⅳ－１－４－３ 内部監査ヒアリング等」 規定の新設
- 「Ⅳ－２－５（Ⅳ－３－６、Ⅳ－４－４）財務報告における内部統制」の規定を新設
- 「Ⅳ－２－６ 信用金庫等に求められる開示の類型」の規定を新設
- 「Ⅳ－３－７ 信用協同組合等に求められる開示の類型」の規定を新設
- 「Ⅳ－４－５ 労働金庫等に求められる開示の類型」の規定を新設